

## やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、環境負荷を低減した農業の経営安定を図るため、有機農業者等の集団が行う販路拡大や集出荷体制整備の取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 この補助金は、有機農産物の共同出荷を行う3者以上の者で構成する有機農業者等の集団、有機農業に取り組む農業生産法人（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費について交付するものとし、補助対象経費及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

ア 補助対象経費の相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画

#### の細部の変更

- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項のただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （補助金の交付方法）

第6条 この補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告の提出、提出期限）

第7条 事業実施主体は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付す

べき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第11条 事業実施主体は、本要綱により提出する書類正副2部を所管する農務事務所を経由し知事に提出するものとする。なお、複数の農務事務所に事業の範囲が及ぶ場合にあつては、代表の一市町村を所管する農務事務所を経由し知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月21日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。ただし別表の改正については同年4月1日から施行する。

別 表

補助対象経費	経費内訳	補助率
<p>1 販路拡大や出荷調整への取組みに係る経費（商談会出展料、販売ブース設置に必要な資材購入費、印刷費等）</p> <p>2 集出荷体制整備に必要な機器等に係る経費（備品購入費等）</p>	<p>需用費（原材料費、消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（1点あたり5万円以上、100万円未満の物品に限る）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p>